

Asami Hiromu
浅海弘夢 =北黒田=



シャツター街をなくし
まちを活性化

道路を広く！
学生のことも考えた

住みやすい
まちにします



=出作=

水口 正臣

Minakuchi
Masaomi

もしも、私が愛媛県知事だったら…

投票率低下が叫ばれている近年。

昨年7月に執行された参議院議員通常選挙における投票率は52.61%だった。

特に、20代の投票率は33.37%と低迷…。(投票率は総務省ホームページ参照)

そんな中、11月16日(日)に迎える「愛媛県知事選挙」。

本当に政治に、そして愛媛県に興味がないのか？ 本年度初めて有権者となる若者に聞いた一。

特集

選挙で生まれる
私たちの未来

Ono Yuriko
大野由莉子 =昌農内=



大学を増やし、もっと
学べる環境を

最低賃金を
700円台
にします



=神崎=

野本 直樹

Nomoto
Naoki

理由 2 忙しい・当日いないから

投票の日って
日曜日だし、
投票する場所も
決まってるし…

中塚朋さん＝神崎＝



学校や仕事だけでなく、旅行、レジャーや冠婚葬祭などの理由で投票日当日に投票所へ行けないとき、利用できるのが「期日前投票」です。投票日当日、投票に行けない理由を宣誓書に書く必要がありますが、当日の投票と同じように、簡単に投票できます。

ち よっと待って
アッピーがお答えします
投票日当日以外でも投票できます

11月16日(日)執行の愛媛県知事選挙の期日前投票は次の通りです。

▼期間 10月31日(金)～11月15日(土)まで
▼時間 8時30分～20時
▼場所 役場2階大会議室
▼持参物 投票所入場券



目の不自由な人は、投票所に点字器があります。字を書くのが不自由な人は、本人に代わって職員が代理で書くことができる代理投票制度がありますので、申し出てください。

投票の秘密は絶対に守られます。

障がい者

郵便での不在者投票

身体障がい者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証を持っていて一定の障がいのある人は、自宅で投票ができます。詳しくは町ホームページをご覧ください。

また、投票には「郵便等投票証明書」が必要です。手続きには日数がかかりますので、早めに手続きをしてください。

町外に滞在

不在者投票

選挙期間中、仕事や旅行などで遠隔地に滞在していて、松前町で投票ができない場合は、滞在地で不在者投票をすることができます。投票するには、松前町選挙管理委員会へ投票用紙などを請求する必要があります。手続きには日数がかかりますので、早めに手続きをしてください。詳しくはお問い合わせください。

若 者が考える

私たちが選挙に行かない理由

「もしも、自分が県知事だったら…」
皆さんも、少なからず政治に対して伝えたい思いがあるのではないのでしょうか。しかし、政治に興味があっても投票には行かない…。これが現状です。では、その興味を投票という形に移すにはどうすればよいのか。選挙に行かない理由を考えることで、それらを解決するための方法をお伝えします。

理由 1 選挙に行くのが面倒だから

手続きが多そうで
時間もかかりそう…

ち よっと待って
愛媛県選挙啓発キャラクター「アッピー」がお答えします
投票って、こんなに簡単なんです



投票所入場券がなくなった場合も、本人確認ができれば投票できます



●STEP 1
投票所入場券を持って投票所へ。



●STEP 2
受け付けで、投票用紙を受け取る。



●STEP 3
記載台で、候補者の氏名を自書する。



●STEP 4
投票箱に投函して終了！

●CHECK
投票所入場券は、10月30日(木)から選挙人に郵送しています。投票日が近くなっても、投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会にご連絡ください。

あなたも
未来を創る1票を!!

ACTION
11/16



あなたの思いを、その1票に託して

「もしも、あの人が愛媛県知事だったら」

私たちの手で、愛媛県の未来をつくっていこう

愛媛県知事選挙

11月16日(日)
7時～20時

投票できる人

平成6年11月17日以前に生まれた人で、次のどちらかに当てはまる人

- ① 平成26年7月29日以前に松前町に転入届を出した人で、引き続き松前町に住んでいる人
- ② 松前町の選挙人名簿に登録されていて、平成26年7月30日以降に松前町から県内の他市町へ転出し、引き続きその転出先の市町に住んでいる人

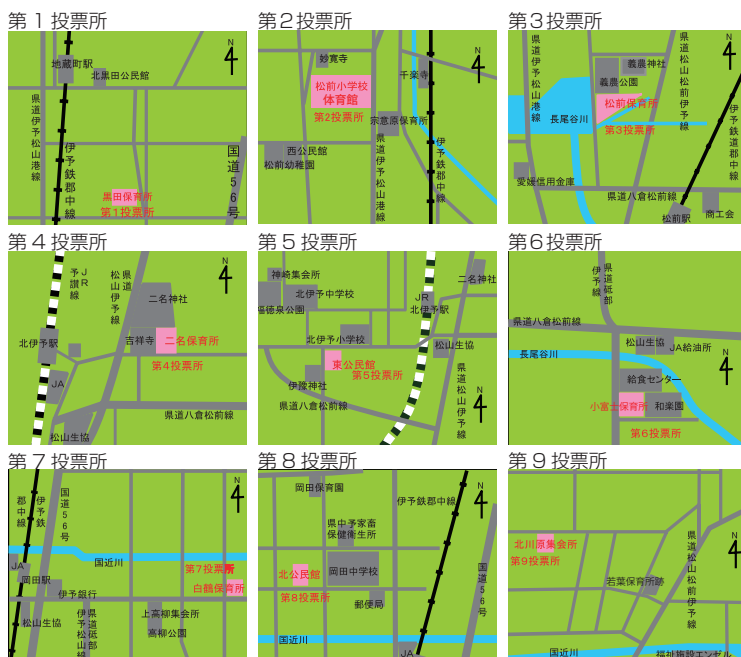
※②の場合、投票するときに、住民票担当課で発行する「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要です。詳しくはお問い合わせください。

※投票当日に松前町の選挙人名簿に登録されている必要があります。他の市町の選挙人名簿に登録されている人は、その市町での投票となります。

投票場所

お住まいの区域によって投票所は異なります。投票所入場券にも記載しています。ご確認ください。

投票区	投票所	区域
第1	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3	松前保育所	本村・筒井・社宅
第4	二名保育所	徳丸・中川原・出作
第5	東公民館	神崎・鶴吉
第6	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9	北川原集会所	北川原・塩屋



理由

3

誰を

選んだらいいかわからないから

私の思いを誰に託せばいいかな…
顔だけ見ても、どんな人で、
何をしてくれる人かわからない



大西真帆さん
=恵久美=

携帯・パソコン

インターネットでの選挙運動

詳しくは…

ネット選挙運動 総務省 検索

●ホームページ、ブログ、掲示板

候補者のホームページやブログで、政策の内容や、これまでの実績、今後の予定などを知ることができます。

●動画共有サイト

(YouTube、ニコニコ動画など)
下に紹介している街頭演説などは、動画サイトで見る場合があります。

●SNS (ツイッター、Facebook、LINE など)

候補者のブログやSNSで、意見を書き込んだり質問に答えてもらえたりする場合があります。

選挙運動の方法、できる人、期間、電子メールを送れる相手先、アドレスの表示義務など、守らなくてはならないルールがあります。必ず総務省ホームページで確認してから、正しく使いましょう。



ち

よつと待つて
アップーがお答えします

さまざまな方法で情報が入手できます

TV・ラジオ

政見放送

候補者がテレビやラジオを通じて、意見や考えなどを訴えます。放送は、1人の候補者につきテレビ5回、ラジオ3回で、1回5分30秒以内です。政見放送の放送日時などは、県選挙管理委員会のホームページで確認できます。

新聞折込

選挙公報

候補者の氏名や経歴、自分の考えなどが書かれた印刷物です。11月14日(金)までに新聞折り込みでお届けします。その他、役場、文化センター、東・西・北公民館でお渡しするほか、県選挙管理委員会のホームページで確認することもできます。

街中で

街頭演説

駅前や商店街などで、候補者が直接自分が目指す政策などを訴えます。候補者を間近に見て、その思いを知ることのできる機会だといえます。街頭演説の予定は、直接、各候補者選挙事務所へお問い合わせください。